学校開放事業の手続きの流れ図

学校開放施設利用団体　申請者

○「学校施設利用申請書」
（**提出期限　使用前月の15日まで**）

○「学校施設開放日誌」
（**提出期限　使用翌月の10日まで**）

○使用料（現金にて持参する）
※体育センターでは受領できません。役場教育委員会生涯学習課へ直接持参し、納入。

（提出書類）
・様式4号（学校施設利用**申請書**）

①

上三川町役場教育委員会事務局（生涯学習課スポーツ係）

②

学校施設使用料受領書の引渡し

～ 手 順 ～

① 各団体申請者は、
「学校施設利用**申請書**（別記様式第4号）」を使用前月15日まで
「学校施設開放**日誌**（別記様式第6号）」を使用翌月10日まで
学校施設使用料（現金のみ）
それぞれを役場3階生涯学習課スポーツ係まで提出する。
※なお、使用料が納付されない場合、使用申請の受理はできません。
体育センターで、現金等の受領はできません。
直接役場教育委員会生涯学習課へ納入のみ。

② 使用料を納付と同時に、教育委員会から各団体へ、
学校施設使用料受領書が発行される。

③ 申請書に基づき、各団体の使用申請日時等をまとめて、
学校へ不適日の照会をする。
※使用月前月の中旬（15～25日）を目安。

④ 学校の不適日照会に基づき、各団体の使用日時を確定する。
学校から不適日として回答がきた日は許可できません。

⑤「学校施設利用許可書（別記様式第5号）」
を各団体申請者へ送付する。
※使用月前月の下旬（25～30日）を目安に送付。

③

不適日の照会をかける

④

町内各小学校・中学校（教頭先生、学校開放担当教諭）

⑤

「学校施設利用許可書」の送付

（送付書類）
・様式5号（学校施設利用許可書）